

立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程

平成5年10月25日

規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、本大学院学則第1条第2項に規定する自己点検・評価の実施に関する基本的事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本大学院に自己点検・評価を行うための組織として、自己点検・評価委員会（以下、委員会という）をおく。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、以下の各号にかかげるものとし、学長が委員長を務める。

- (1) 学長、各研究科長、事務局長
- (2) 各研究科より選出された専任教員各1名または2名
- (3) 学長が推薦するもの若干名

ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員以外のものにも出席を求めることができる。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、大学院の研究・教育水準の向上に資するため、以下の各号にかかわる基本的事項を審議・策定する。

- (1) 自己点検・評価の実施等の体制
- (2) 自己点検・評価の項目
- (3) 自己点検・評価の結果の取り扱い
- (4) その他自己点検・評価にかかわる必要な事項

(小委員会の設置と構成)

第5条 委員会のもとに、自己点検・評価小委員会（以下、小委員会という）を置く。

2 小委員会は、第4条の各号にかかわる具体的事項を審議し、委員会に報告する。

3 小委員会は、次の委員により構成する。小委員長は、各研究科長を務める。

- (1) 各専攻より選出された委員各1名
- (2) 各研究科事務長

(外部評価委員会の設置)

第6条 自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、外部評価委員会をおく。

2 外部評価委員会に関しては別に定める。

(他の委員会等との連携)

第7条 委員会は、自己点検・評価の実施のために、必要に応じて他の委員会等に協力を求め、また、実施にかかわる事項をこれらの委員会等に委託することができる。

(結果の活用と公表)

第8条 委員会は、自己点検・評価の実施体制・実施方法・結果の活用等について、定期的に見直しを行う。

2 委員会は、自己点検・評価の結果を、定期的に公表する。

(事務)

第9条 自己点検・評価にかかわる事務は、学長室政策広報課(自己点検・評価室)が行う。

附 則

この規程は、平成5年10月25日から施行する。

平成10年5月18日改正、平成10年9月19日施行

平成14年3月22日改正、平成14年4月1日施行

平成20年7月30日改正、平成20年7月30日施行

平成22年3月26日改正、平成22年3月26日施行

平成22年7月28日改正、平成22年4月1日施行

平成23年4月27日改正、平成23年4月1日施行